

# 公 示

第五管区海上保安本部長公示第65号  
水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和元年11月12日

第五管区海上保安本部長

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
  - (1) 名 称 第五管区海上保安本部海洋情報部
  - (2) 住 所 神戸市中央区波止場町1-1
  
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
  - (1) 区 域 大阪湾東部  
(別添付図のとおり)
  - (2) 期 間 令和元年11月13日から  
令和2年3月27日までのうち21日間
  
- 3 水路測量の実施方法  
測量船でSBASによる測位、精密音響測深機による海底地形調査等
  
- 4 航行船舶に対する安全措置
  - (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識（白紅白のえん尾旗）を掲揚
  - (2) 五管区水路通報第44号（令和元年11月15日発行）

